

高松市監査委員告示第23号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年7月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知
(財政援助団体等監査)



令和6年7月31日

高松市監査委員

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課又は監査対象団体等		措置通知日
1	H28	H28.11.30	第34号	意見	防犯協会との連携について	P6	市民局	くらし安全安心課	R6.6.12

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査対象	平成28年度/市民局		
告示番号	高松市監査委員告示第34号	告示日	平成28年11月30日
区分	意見		
意見の項目	防犯協会との連携について		
意見の内容	高松市防犯協会が行っている事業については、市民の安全で安心な暮らしを守るためには非常に重要であり、また有意義なものであると言える。 市としては、高松市防犯協会に対し事業補助を行ってはいないものの、連携した事業は行っておらず、行政として、市民への防犯に対する意識の啓発や周知等を行うことは重要であることから、同協会等と連携した事業の実施について検討されたい。		
公表文該当 ページ	P6		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年6月12日
所管課等	市民局 くらし安全安心課
措置を行った 団体等	—
措置結果	本件意見については、令和6年1月から、高松市防犯協会と連携して、青色防犯パトロール車によるパトロールを毎月1回実施し、市民一人一人の防犯意識の高揚に努めている。